

千葉労働局からのお知らせ(12)

◎ 平成31年度年度更新手続きの集合受付のご案内

窓口に申告書を提出される事業主の方

下記の集合受付をご利用ください。また、年度更新申告書は**6月3日(月)から千葉労働局労働保険徴収課または各労働基準監督署にて随時受付を行っております**ので、お早めに提出してください(土曜日・日曜日・祝祭日は閉庁しております)。

- 千葉労働局 労働保険徴収課
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階 TEL043(221)4317
- 千葉労働基準監督署(01)
〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 3階 TEL043(308)0673

実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)~ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	9:30~ 16:00	千葉労働局 千葉労働基準監督署 1階会議室	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	京成線「千葉中央駅」から徒歩7分	無	合同庁舎駐車場には駐車できませんのでご注意ください。
注意	会場には、無料の駐車場がありませんので、近隣駐車場(有料)もしくは公共交通機関をご利用ください。 本庁舎会場にご来場の場合、保安上の関係から入口にて来局・来署目的及び身分提示を求めることがあります。 ご迷惑をおかけしますが、その際にはご協力(年度更新用書類の提示等)をお願いいたします。					

- 船橋労働基準監督署(02)
〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 TEL047(431)0183

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)~ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	船橋労働基準監督署	船橋市海神町 2-3-13	JR「船橋駅」南口から徒歩25分:バス利用の場合:JR「船橋駅」南口②番「西船橋駅」行き乗車・JR「西船橋駅」北口⑤番乗車し、いずれも「海神陸橋下」下車徒歩7分	有	

- 柏労働基準監督署(03)
〒277-0005 柏市柏255-31 TEL04(7163)0248

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考	
6月3日(月)~ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	柏労働基準監督署	柏市柏255-31	「柏駅」東口から徒歩20分 「柏市役所分庁舎1」隣	無	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。	
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月27日(木)★	10:00~ 15:00	ハローワーク野田 2階 会議室	野田市みずき2-6-1	東武野田線「梅郷駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
7月2日(火)★	10:00~ 15:00	ハローワーク松戸 5階 会議室	松戸市松戸1307-1 松戸ビル	「松戸駅」西口から徒歩3分	無	

- 銚子労働基準監督署(04)
〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎 4階 TEL0479(22)8100

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)~ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	銚子労働基準監督署	銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎	JR「銚子駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- 木更津労働基準監督署(06)
〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎 TEL0438(22)6165

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考	
6月3日(月)~ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	木更津労働基準監督署	木更津市富士見2-4-14	JR「木更津駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。	
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月17日(月)	10:00~ 15:00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
6月28日(金)★	10:00~ 15:00	鴨川市役所 4階 400会議室	鴨川市横渚1450	JR「安房鴨川駅」から徒歩10分	有	
7月1日(月)	10:00~ 15:00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- 茂原労働基準監督署(07)
〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3 TEL0475(22)4551

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考	
6月3日(月)~ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	JR「新茂原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。	
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月25日(火)★	10:00~ 15:00	ハローワークいすみ 2階 会議室	いすみ市大原8000-1	JR「大原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

○成田労働基準監督署(08)
〒286-0134 成田市東和田553-4 Tel.0476(22)5666

実施月日	会場名		所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	成田労働基準監督署		成田市東和田553-4	JR「成田駅」東口または 京成線「成田駅」から徒歩20分	有	
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月20日(木)★	10:00～ 15:00	ハローワーク佐原 2階 会議室	香取市北1-3-2	JR「佐原駅」から徒歩5分 * 佐原税務署隣り	有	
7月3日(水)★	10:00～ 15:00	ハローワーク佐原 2階 会議室	香取市北1-3-2	JR「佐原駅」から徒歩5分 * 佐原税務署隣り	有	

○東金労働基準監督署(09)
〒283-0005 東金市田間65 Tel.0475(52)4358

実施月日	会場名		所在地	交通案内	駐車場	備考
6月3日(月)～ 7月10日(水) (土・日曜日を除く)	東金労働基準監督署		東金市田間65	JR「東金駅」から徒歩7分	有	駐車スペースが少ないため、 なるべく公共交通機関をご利用ください。

申告手続きについて相談される場合は、次の書類を持参してください。

- (1)労働保険料・一般拠出金申告書(こちらから送付したもの。)
- (2)平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間にかかる次の資料

イ 継続事業

支払われた賃金総額(控除前の総支給額)のわかる資料
(賃金総額を「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に集計のうえ持参してください。)

ロ 建設の事業

終了した元請工事の内容・工期・請負金額等のわかる(工事台帳等)の資料

(一括有期事業報告書に業種別・事業開始時期別に記載のうえ持参してください。)

賃金により算定する場合は、各元請工事に対して支払われた元請、下請、孫請等の全ての労働者の賃金総額(控除前の総支給額)のわかる資料

- (3)印鑑(法人の場合は代表印。ただし、事業主本人が署名する場合は押印を省略できます。)
- (4)ゴム印(事業場の名称、所在地等にかかわるもの。)

★印の会場では千葉働き方改革推進支援センターの労務管理の専門家による働き方改革に関する個別相談(無料)を実施します。

郵送で申告書を提出される事業主の方

千葉労働局労働保険徴収課あてに郵送してください。

- *返信物がある場合は、返信用の封筒を同封してください。
- *7月10日頃に郵送された郵便物は、返送に2週間程度要します。

金融機関で申告書を提出される事業主の方

年度更新申告書を記載し、金融機関へ年度更新申告書と納付書を切り離さずに納付されると、年度更新申告書(提出用)は千葉労働局労働保険徴収課あて送付されます。

- *年度更新申告書(提出用)が返却された場合は、千葉労働局労働保険徴収課あて郵送お願いいたします。
- *口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。
- *一括有期事業報告書・一括有期事業総括表は金融機関では受付できませんので千葉労働局労働保険徴収課に持参または郵送してください。

口座振替を利用されている事業主の方

千葉労働局労働保険徴収課に持参または郵送してください。もしくは管轄の労働基準監督署に持参してください。

口座振替は、原則として提出期限(7月10日)内に提出された申告書を対象としています。

また、昨年度中(平成30年度)に事業を廃止した場合は、提出期限内であっても口座振替の対象にはなりません。

したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には、納付書による納付が必要になります。

詳しくは千葉労働局労働保険徴収課にお問い合わせください。

- *口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。

民間事業者からの問い合わせ

年度更新申告書については、6月から9月上旬までの期間

- ①年度更新申告書の審査に関する業務
 - ②年度更新申告書提出に関する督促業務の一部
- を民間業者に委託しております。

ご提出された年度更新申告書等の記載内容について、民間業者から問い合わせをさせていただくことがありますのでご了承ください。
コールセンター・審査業者名については同封されているリーフレットに記載があります。

労働保険料の口座振替納付を是非ご利用ください！

1. 口座振替による納付のメリット

口座振替納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。口座振替日がこれから到来する労働保険料が対象となります。注 下記の3のとおり申込期限があります。

- ☆ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ☆ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ※ 口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ☆ 手数料はかかりません。
- ☆ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます！

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替を希望される方は、**口座振替依頼書を、口座を開設している金融機関の窓口**に**3枚全て**ご提出ください。※申込用紙(口座振替依頼書)は労働局保存用、金融機関提出用、事業主控の3枚1組です。
- 申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

- 注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。また、申込の時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご注意ください。
- 注2 口座振替の申込手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができません。
- 注3 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

3. 口座振替納付日(平成31年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	平成31年7月10日	平成31年10月31日	平成32年1月31日
口座振替納付日	平成31年9月6日	平成31年11月14日	平成32年2月14日 ※1
ゆとり日数	58日	14日	14日
口座振替申込期限	平成31年2月25日	平成31年8月14日	平成31年10月11日

※1 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

労働保険の電子申請も是非ご利用ください！

電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」※2を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。 ※2 電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

☆ いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

☆ 簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけで済みます。入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

☆ ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙を入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できますので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などコストが削減できます。マイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

労働保険料の申告にあたり

間違いやすい事例について

労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

通勤手当(非課税分も)、賞与、昇給差額も保険料算定の賃金に含めます。

労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

役員報酬、出張旅費(実費弁済のもの)などは含めません。

雇用保険の加入要件を満たすパート、アルバイトの加入が漏れている。

平成22年雇用保険法改正により、適用範囲を拡大しています。
パート、アルバイトでも1週間の所定労働時間が**20時間以上**であり、かつ**31日以上**の雇用見込みがある労働者は被保険者となります。なお、労災保険は全ての労働者が対象となります。

(例)1日7h 週3日勤務 → 該当
1日4h 週5日勤務 → 該当

労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

同居の親族、高年齢(雇用保険料)免除対象者※、出向労働者がいる場合はご注意ください。

※ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となりましたが、保険料の徴収は平成31年度まで**免除**となります。

労災保険率の適用が誤っている。

業種確認のため、年度更新申告書の「事業又は作業の種類」欄は具体的に記入してください。

* 間違いやすい事例についての詳細は、同封の「平成31年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」をご覧ください。